

所 属	健康福祉部 障害福祉課		
担当(係)名	地域生活支援担当	内線	2617

障がい福祉施設設備の整備促進

1 事業費	【財源内訳】	【主な用途】
213,500	国庫 143,000	負担金、補助及び交付金 213,500
(前年度106,600)	県債 67,400	
	一般財源 3,100	

2 背景・現状

平成18年の障害者自立支援法の施行に伴い、生活介護や就労支援など同法に基づく障害福祉サービスを提供するための施設設備の整備への需要が増加している。特に、平成23年度においては、既存の施設が同法に基づくサービス体系に移行するための改修や設備の整備、施設入所から地域生活への移行を推進するための住居となるグループホーム等の整備などを一層促進する必要がある。

3 事業目的

社会福祉法人等が行う障がい福祉施設の整備に係る経費に対し、国庫補助制度を活用しながら県においても助成を行うことで、日中活動や居住の場の確保を促進し、障がい者の福祉の地域生活を施設面から支援する。

4 事業概要

○障がい者就労訓練設備等整備事業補助金（11,000千円）

【対象施設】

- ・社会福祉法人やNPO等によって設置運営される施設

【事業内容】

- ・グループホーム等の機能拡充やスプリンクラー整備に係る経費の助成
- ・通所による支援を実施する事業所における設備整備に係る経費の助成

○障がい者福祉関係施設等整備補助金（202,500千円）

【対象施設】

- ・社会福祉法人等によって設置運営される施設

【事業内容】

- ・障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所の創設整備に係る経費の助成

(款) 3 民生費	(項) 1 社会福祉費	(目) (4) 障害者福祉費
(明細書事業名)	○ 障害者自立支援費	
	障害者就労訓練設備等整備事業補助金	
(款) 3 民生費	(項) 1 社会福祉費	(目) (4) 障害者福祉費
(明細書事業名)	○ 福祉施設整備費	
	障がい者福祉関係施設等整備補助金	